

2-1. 福祉資金 福祉費

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、
次に掲げる経費として貸し付ける資金です。
福祉資金には、「福祉費」、「緊急小口資金」の2つがあります。



対象となる世帯

- 低所得世帯
- 障がい者世帯
- 高齢者世帯
- 生活保護世帯

※高齢者世帯については、「日常生活上、療養又は介護を必要とする高齢者が属する世帯」であることが必要です。

借入ケース例

- ① 商売を始めたい。
- ② 技能資格をとりたい。
- ③ 技能習得期間の生活費が不足する。
- ④ 福祉機器を購入したい。
- ⑤ 結婚・出産・葬儀の費用が足りない。
- ⑥ 引っ越しの費用が足りない(転宅費)。
- ⑦ 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。
- ⑧ 住宅の増築、改築、補修等に必要な経費。

※購入済みのものや、発注済みの場合は、対象となりません。

※世帯の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の支援を利用いただくことがあります。

- ⑨ 障がい者の日常生活の便宜を図るために車を購入したい。
- ⑩ 中国残留邦人等に係る国民年金追納のための費用が不足。
- ⑪ 医療費が足りない。
- ⑫ 差額ベッド代や病院までの交通費がない。
- ⑬ 介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑭ 療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑮ 火事で家財が焼けた。
- ⑯ 洪水で家が流された。



資金の種類と内容

資金種類	貸付対象経費	据置期間	返済期間	貸付利子
福祉資金 福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付の日から6月以内 (分割による交付の場合には最終貸付日から6月以内)	据置期間経過後 20年以内 ※対象経費により目安あり	連帯保証人を立てる場合は無利子 (連帯保証人がいない場合は) (据置期間経過後年1.5%)
返済例	(連帯保証人を立てる場合) (連帯保証人がいない場合)	元金4,600,000円 元金4,600,000円	20年(240回)の場合 20年(240回)の場合	月額19,160円(最終回20,760円) 月額22,040円(最終回25,315円)

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

貸付対象経費	貸付限度額の目安	返済期間の目安
生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内	20年
技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年程度 5,800,000円以内	8年
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	7年
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	8年
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	8年
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	10年
負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超える1年6月以内であって、 世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む。）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ・1年を超えないときは1,700,000円以内 ・1年を超える1年6月以内であって、 世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000円以内	7年
冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	3年
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	3年
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	3年
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	3年

必要な書類

共通添付書類

内容	対象者	書類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	●本籍地が記載された住民票（世帯全員分）
世帯の所得が分かる書類	借入申込者	●源泉徴収票 所得証明書等（世帯全員分） ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3か月分程度） ※年金等の場合には、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
現住所及び 資力が明らかになる書類	連帯保証人	●本籍地が記載された住民票 ●住民税課税証明書

対象経費別添付書類

貸付対象経費	内容別及び業種別	添付書類
生業を始める、 拡充するために必要な経費	【共通書類】	・事業計画書　・障がい者世帯は障害者手帳の写し
	● 物品の購入・仕入れ	・業者の見積書
	● 店舗、作業現場等の改装・補修	・業者の工事見積書 ・業者の平面図、立面図（工事前、工事後両方） ※工事該当部分が分かるもの
	● 借地借家、店舗等の使用	・新規開業の場合、賃貸契約書、使用許可等の写し ・店舗改修等の場合、地主、家主の許可書の写し
	● 卸小売業（食品・鮮魚の販売）	・保健所の営業許可証
	● 理容・美容業	・理容、美容師の免許　・保健所の営業許可証
	● あんま、針、マッサージ業	・県知事の免許
	● 運送業（赤帽等）	・陸運局の軽車両運送事業届出書
	● 飲食業	・保健所の営業許可証
	● 技能習得の場合	・入校許可証又は在校証明書 ・技能・資格の習得期間及び経費の額が記載された書類 ※障がい者世帯は障害者手帳等の写し
技能習得に必要な経費 及びその期間中の生計を 維持するために必要な経費	● 運転免許取得の場合	・自動車学校（教習所）の経費見積書 ※障がい者世帯は障害者手帳等の写し
	【共通書類】	・業者の見積書 ・工事の平面図、立面図（工事前、工事後両方） ※工事該当部分が分かるもの
住宅の増改築、補修等 及び公営住宅の譲り受けに 必要な経費	● 借地、借家の場合	・所有者の承諾書
	● 公営住宅の増改築、風呂場の設置の場合	・市町村発行の増改築承諾書
	● 公営住宅譲り受けの場合	・譲受（仮）契約書の写し
福祉用具等の購入に必要な経費		・機器、用具等の見積書　・障がい者世帯は障害者手帳等の写し
障害者用自動車の購入に必要な経費		・自動車購入費用内訳書（見積書） ・障害者手帳等の写し ・運転者の運転免許証の写し
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費		・社会保険庁の発行する特例措置対象者該当通知書の写し ・追納保険料納付書
負傷又は疾病の療養に必要な経費 (健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。) 及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		・所定の「療養に関する診療並びに所要経費見込書」 ・医療費以外については見積書、明細書等
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む。） 及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		・利用負担額が記載されたものの写し ・償還扱となるサービス費用の金額が記載された書類 及び当該費用に係る見積書等の申請書に記載された 金額が確認できる書類の写し ・介護保険料納付書
災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費	【共通書類】	・官公署発行のり災証明書、被災証明書
	● 住宅の復旧の場合	※住宅資金の添付書類に準じる
冠婚葬祭に必要な経費	● 家財購入の場合	・業者の見積書
	● 結婚費用の場合	・婚姻の証明書（挙式会場の予約証明等）　・経費の見積書
	● 出産の場合	・出産証明書（母子手帳の写し） ・診断並びに所要経費概算見込書
	● 葬儀費用の場合	・死亡診断書等　・経費見積書
住居の移転等、給排水設備等 の設置に必要な経費	● 住居の移転の場合	・業者の見積書
	● 給排水設備等の設置の場合	・業者の見積書
就職、技能習得等の支度に 必要な経費	● 就職の場合	・購入内容の見積書、内定通知書又は採用通知書
	● 技能習得の場合	・学校が発行する経費内訳書
その他日常生活上一時的に必要な経費		・修学旅行の場合は学校の経費明細書　・年金等経費明細書

※上記以外にも、必要に応じて書類を求める場合があります。